

本件は環境省と同時発表です。

平成23年5月19日（木）

平成 23 年度環境技術実証事業 ヒートアイランド対策技術分野「建築物外皮による空調負荷低減等 技術 実証試験要領」の策定及び実証機関の公募の開始について

財団法人建材試験センター

平成 23 年度環境技術実証事業の一環として、ヒートアイランド対策技術分野「建築物外皮による空調負荷低減等技術 実証試験要領」（第 4 版）を策定しました。

また環境技術実証事業 ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）の実証運営機関である財団法人建材試験センターでは、平成 23 年度環境技術実証事業 ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）における実証機関の公募を開始しましたので、お知らせします。

1. 背景・経緯

環境技術実証事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的な環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術を実証する手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的とするものです。

環境技術実証事業 ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）では、平成 20 年度より手数料徴収体制となり、実証試験要領の作成・実証機関の公募選定・手数料項目の設定と徴収等を行う実証運営機関が設置されております（平成 20 年度～平成 23 年度は、財団法人建材試験センターが実証運営機関業務を実施）。

2. 実証試験要領の策定

平成 23 年度環境技術実証事業検討会 ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）ワーキンググループ会合（以下「WG 会合」という。）（第 1 回）における検討結果等を踏まえ、「建築物外皮による空調負荷低減等技術 実証試験要領」（第 4 版）（以下、「実証試験要領」という。）を策定しました。

3. 実証機関の応募の受付の開始について

実証運営機関（財団法人建材試験センター）では、下記のとおり、平成 23 年度環境技術実証事業 ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）における実証機関の応募の受付を開始します。なお実証機関とは、環境技術実証事業において環境省及び実証運営機関の委託を受け、実証対象技術の公募・審査、実証試験計画の策定、実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成等の業務を行う機関をいいます。

(1) 応募の方法

申請書及び関係書類等は、本報道発表資料の添付資料及び実証運営機関（財団法人建材試験センター）環境技術実証事業ウェブページ（<http://www.jtccm.or.jp/heat>）から入手出来ます。関係書類の「実証機関選定の考え方」等を御確認の上、申請書類に必要事項を記入し、電子メール及び郵送により以下まで提出してください。

【提出先】宛先部署 : 財団法人建材試験センター 経営企画部 調査研究課
担当 : 村上
郵便番号 : 〒340-0015
住所 : 埼玉県草加市高砂 2 丁目 9 番 2 号アコス北館 N ビル
TEL : 048-920-3814
E-Mail : heat_23@jtccm.or.jp

(2) 応募の受付期間

応募の受付期間は平成 23 年 5 月 19 日（木）から 6 月 3 日（金）17 時（必着）とします。

(3) 審査

申請書類に基づき、平成 23 年度 第 2 回 WG 会合において、ヒアリング審査を実施する予定です（但し、非公開で実施します。）。審査の結果は、すべての応募者に対して通知します。

4. その他

- a) 申請書の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とします。
- b) 申請書に虚偽の記載をした場合は、申請書を無効とする場合があります。
- c) 提出された申請書は、返却しません。
- d) 本事業全般については、環境省・環境技術実証事業ウェブサイト（<http://www.env.go.jp/policy/etv/>）を参照して下さい。
- e) 提出資料の詳細については、財団法人建材試験センターウェブサイト（<http://www.jtccm.or.jp/heat>）を参照願います。

【担当】

財団法人建材試験センター
経営企画部 調査研究課
村上
TEL : 048-920-3814
E-Mail : heat_23@jtccm.or.jp